

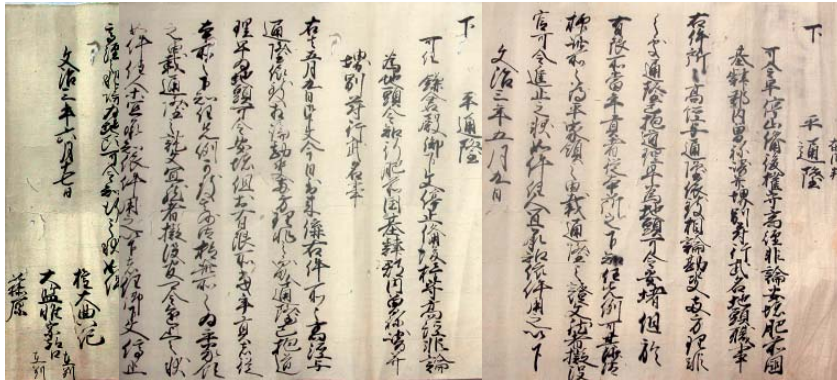
鳥栖市誌：中世・近世編

服部，英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授：日本史

<https://hdl.handle.net/2324/17856>

出版情報：鳥栖市誌. 3, 2008-03-31. 鳥栖市教育委員会
バージョン：
権利関係：

第1章 武家社会の成立 - 鎌倉時代の鳥栖



右 - 鎌倉殿御下文、左 - 大宰府守護所下文(曾禰崎一二三氏文書)

源平内乱は九州の情勢に大きな影響を与えた。保元3年(1158)平清盛は大宰大式たさいだいにとなる。大宰府を支配した平氏は日宋貿易の利権を掌握した。豊富な財力・行政手腕に多くの九州武士団がその支配下に入り、組織化された。とりわけ大宰府官人は現地トツしょうの少式大蔵種直らが組織された。壇ノ浦合戦には水軍として山鹿秀遠(兵藤氏)、松浦党が参加している。

平家方として安徳天皇を迎えた宇佐大宮司公通を、乱の後に、鎌倉幕府は許した。宗像大宮司も箱崎大宮司も平家方であったが、源氏への帰参が許されている。このようにかれらは中途から、平家を見限つて源氏方になった。武士団も同様に平家方から離れたものが鎌倉時代を生きる。なかには惣領家が平家方に付いたが、庶子家が源氏に付いたものもあるだろう。武士の家内部にも、とかく対立はあった。

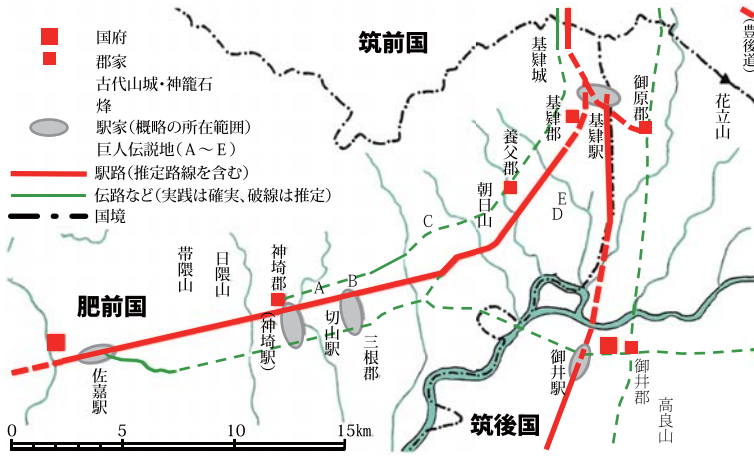
筑前を中心として大蔵流(原田氏・三原氏)、肥前・肥後を中心として兵藤流(高木氏)・菊池氏がいた。平氏に従って滅びた者もいるが、一族としては生き残ったものが多かった。また、日向通良の後裔である藤原氏もいた。通良はもともと反平氏行動をとり、清盛の家人平家貞に討たれている。末裔まつえい・同族藤原氏(綾部氏・藤木氏)にはもともと反平氏的な機運が強かっただろう。曾禰崎氏は平姓だったが、通を通字とし、通良の末裔を意識していたと思われる。

源氏の勝利を受けて、かれらは鎌倉幕府御家人となる。源頼朝は新たな大宰府支配者として、天野遠景・中原親能を派遣する。かれらは平家の持つていた権益をそのまま継承し、鎮西支配機関たる鎮西談義所の所領とし、惣地頭として支配した。在来の武士団は平家没官領(没収地)となった所領に小地頭として臨んだ。

第1節 中世鳥栖市域の地理的位置

1 海と陸の接点

西海道



中世の鳥栖市域はその西部が肥前国養父郡に属し、東部が基肄郡に属していた。およそ二郡の境界(堺)は大木川流路にあつたようだが、両岸に位置する神辺や酒井東および酒井西がともに基肄郡であるように若干の出入りがある¹。

図1-1 西海道と関連施設(第2巻古代編372頁より)

この地域の中世を考える上で、まずは地理的な特色を把握しておく必要がある。第一には西海道の通過である。西海道は大宰府と肥前国府、さらには肥前管内の各郡衙・警固所に通じていた。吉野ヶ里遺跡の北に当たる日吉神社には東西の切通が残されている。その東の延長に当たる、東脊振村(現吉野ヶ里町)鳥隈にも切通があつて、そこを「ちくぜんのう」と呼んでいる。「筑前繩手」(筑前大道の意)に由来する地名である。ナワという音はノウになるし(たとえば苗代がノウシロ)、ノウテのテ音が弱化したのであろう。この道が鳥栖市域内ではどのあたりを通過していたのかは明確ではないが、

¹ 基肄・養父二郡は明治になって三根郡とともに三養基郡となった。



図1-2 西海道駅路と国府



図1-3 宝満川(旧筑後川)と筑後川との合流点(背景左手が鳥栖市街地)

筑後川

市内宿町に車路くるまぢという小字地名がある。また寛政10年(1798)の立石家文書「養父郡平田邑名寄帳」に「車地くるまぢ」という字名が記され、今も伝承されている。これら2ヶ所の車路・車地地名は、多くの物資を陸上輸送できた車(車力)の行き来に由来しよう。西海道筋の通過を示すものと考えられる。道は養父郡衙・基肄郡衙近くを通過していたことだろう。基山町にも車地(大字宮浦)があるが、幹線より西にあつて基肄城に関連する。

つぎには筑後川の水運である。有明海の潮の干満作用により、筑後川下流には大きな潮位の変動があり、満潮時には川の流れが遡上し、干潮時には下る。このことを利用して、有明海の船は内陸部奥まで入ることができた。筑後川に近い筑後国府²の立地は、そうした水運抜きには考えられない。大宰府から肥後・薩摩へは、筑後国府から船出すれば内海の航行によって容易に到ることができた。天平10年(738)の筑後国正税帳³に、種子島や屋久島に渡る人々に支給される経費が計上されていて、そのことが明確である。この大河・筑後川の旧流路は、福岡県・佐賀県の県境が示している。鳥栖市の南(東南)を流れる川は、今は宝満川であるが、本来の筑後川本流であり、南に宮ノ陣町宮瀬方面に蛇行し、現在の主流路につながっている。筑後川は千歳川ちとせとも呼ばれた⁴が、今この旧流

2 久留米市合川町

3 「正倉院文書『大日本古文書』編年文書」

4 筑後川という名称は、寛永15年(1638)久留米藩の主張が幕府に認められたものであり、それを嫌った福岡藩では千歳(千年)川や上座川と呼んでいた。鍋島藩では千歳川あるいは大川と呼ぶ。田代領では大川と呼ぶことが多かった。



図1-4 筑後川流域図(国土交通省「筑後川」を基に作成)

大木川をはさんで、水屋の西が高田である。中世における流域水運の繁栄を具体的に示すものは、高田善通が応永24年から26年(1417~19)にかけて千栗八幡宮に施入した大般若経600巻(伊万里本覚寺蔵)である。善通(善通入道、善通禅師)は「養父郡」「高田村住人」とあるから、現在の鳥栖市高田に当たる地域を拠点とし、大般若経を奉納できるだけの巨額の資力・豊かな財力を蓄えてい

路に千歳橋^{ちとせ}がかかっている。筑後川旧流路の肥前国側(鳥栖市域側)にも港津があったと想定される。大量の物資を大宰府から肥前国府に運送する場合、宝満川舟運を利用して川を下り、いったん海に出てから嘉瀬川をさかのぼったと考えられる。近世の田代領では対馬に藩米を送るにあたり、博多経由をやめて、有明海ルートを採用した。水屋には、延宝5年(1677)に整備された御貢米津出場があり、水屋浜と呼ばれていた。田代代官所作成の『大川筋墨引き図』には、「水屋浜からやや西側で本流筋の赤江口に「古津出場」と書き込まれており、それ以前は赤江口から藩米積み出しを行っていたことが分かる。

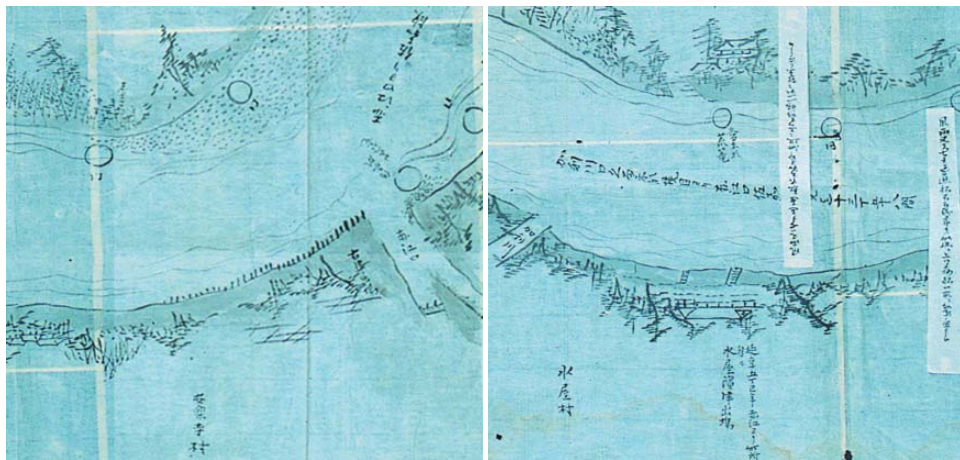


図1-5 大川筋墨引図(左-赤江古津出場・右-水屋津出場、宗家文庫史料)



図1-6 高田弾正のことを記した高田大権現石碑(水屋正行寺入口に所在)

た。それは筑後川水運にたずさわることによって得られたと考えられる。

水屋・正行寺碑文によると、正行寺は永禄年中(1558〜70)、長者と称された高田弾正が再興したものという。この高田弾正はおそらく高田善通の三ないし四世代の後裔であろう。高田を拠点とし、代々長者と呼ばれるものがいた⁵。

筑後川流域で知られていた筑後の川津は下流から榎津(若津)、瀬下、そして宝満川に入って端間^{はたま}である。榎津では千石船から平田舟への積み替えがなされ、瀬下では帆掛けの小艇への積み替えがなされた。端間から上流は用水井堰も多く、夏期の河川交通には制約があったが、非灌漑時期には人力による曳航^{えいこう}で、上流まで遡ることができただろう。上記の津にはそれぞれ遊郭が栄えたと伝える。各港津のにぎわいを示すものであろう。筑紫野市域にまで荷を運べば、大宰府までは間近であった。

鳥栖市域では薩摩街道とこの宝満川(筑後川旧本流)との接点である水屋に、問屋等があったといい、多くの物資が下り、また荷揚げされた。

大峠

筑後川沿岸に上陸した場合、扱われた品物は陸路薩摩街道・西海道ほかによって、各地に運ばれたと考えられる。道は平坦な車道が多かったけれど、牛に荷を負わせる険しい峠道もあった。その一つが大峠^{うらとうげ}である。大峠は鳥栖市域から九千部山・北の肩(権現山南)を越えて、筑前街道(肥前街道・五ヶ山越)につながる道である。

筑前街道五ヶ山越で著名な峠といえ、五ヶ山と神埼郡東脊振村(現神崎市)を結ぶ坂本峠であり、また綾部を結ぶ七曲峠である。しかし実際には鳥栖側の峠を大峠と呼んでいた。大峠なる呼称は、この道こそが、主要な峠道であったことを示している。この道を『筑



図1-7 筑後川を溯る帆船(建設省『筑後川』より)

5 大隈博文「紙本墨書大般若経」『調査研究書』第14集・佐賀県立博物館・佐賀県立美術館1989年『北茂安町史』315頁北茂安町2005年



図1-8 大峠を越え那珂川経由で博多へ通じる。(平成16年)

前国統風土記』拾遺・那珂郡一ノ瀬村の項は「村の東御笠郡平等寺の堺、塩買峠より溪流一筋出て枝郷大谷の南を流れ」と記しており、那珂郡では「塩買峠」の呼称が使われており、今もそれは変わらない。大谷を流れる川は、上流で権現岳の南と北の鞍部に至っている。『統風土記』拾遺の記述には平等寺堺とあるが、大谷・苗ヶ尾の上で左右に分かれた道は、北が平等寺、南が河内に向かった。後者が塩買峠道である。

この「塩買」という峠の名前を肥前側の出入り口・鳥栖の人たちは使わず、知らないが、遠く藤津郡・鹿島市方面からくる人々は知っていたという。「塩買」というけれど、那珂郡の人たちが塩を売るためにこの峠を越えたわけではなからう。塩を買う旅人たちがこの峠を越えて来たのである。

有明海は潟地形で砂浜はない。眼前に海はあるが、塩浜は発達しなかった。海と灼熱の太陽があれば、どこでも塩はできる。しかし安価で良質の塩は、熱された砂などを使うため、効果的に迅速に大量の塩を作ることのできる塩浜を必要とした。ヘド口の有明海では泥まじりの黒い塩になる。塩浜は、花崗岩質で砂粒の浜のある海、すなわち、玄界灘・博多湾側が適地であって、そこで多くが作られた。

『竹崎季長絵詞』に鳥飼の塩屋の松が登場するが、興隆寺文書⁶にも、「当宮領田嶋村内塩浜四町」とみえる。田島たしま(現福岡市城南区)から鳥飼かんすい(福岡市中央区)にかけて、広大な塩浜があり、鳥飼塩屋に鹹水を供給した⁷。

この大峠を越える河内の萬歳寺に中国から帰国した以亨得謙が布教拠点を置いた(2022~2033頁参照)。また、大峠こそが筑紫氏の本城である勝尾城の道であり、城下



図1-9 雪の大峠

6 山口県・文正2年(1467)4月5日

7 静岡県小笠町にも塩買坂という地名があって、海に近いが、塩の道として知られる秋葉街道につながり、それより信州に到っている。



図1-10 長門石八幡宮の碇石(左)と千栗八幡宮神宮寺妙覚院の碇石(右)

に市が立ったとされるのは、この道を往来した商人によるものである。また筑紫氏最大の逃げ込み城である五ヶ山城(一の岳城)と本城・勝尾城を結ぶ軍事道路でもあった。

碇石

鳥栖市域に接する久留米市長門石八幡神社には碇石がある⁸。ほかにも筑後川下流には千栗八幡宮・妙覚院(みやき町北茂安)に碇石がある⁹。碇石自体は他のものに比べ小ぶりであるが、碇石を使用したのは大型船で、いわゆる唐船ではないだろうか。であれば100人の乗員がいて3000石の積載量があったはずである。外洋から有明海を経て航海してきた外洋船(唐船)が、榎津(中世には三瀧庄)ないし蒲田津(中世には神埼庄)あたりの河口における修理の際に碇石を船外に下ろし、何らかの理由でそれが上流に運ばれたものか。

筑後田尻一族の筑後川流域(榎津・佐賀江)における行動や、大友氏への贈り物に多くの舶来品があったことなどは¹⁰、この地域と海そしてアジアとの視点に大きく関わりがある。後にその田尻氏は玄界灘においても博多内海守護役に任じられたとする史料もある¹¹。

鳥栖の歴史を考える上で筑後川そして海の視点・海とのつながりは欠かせない。

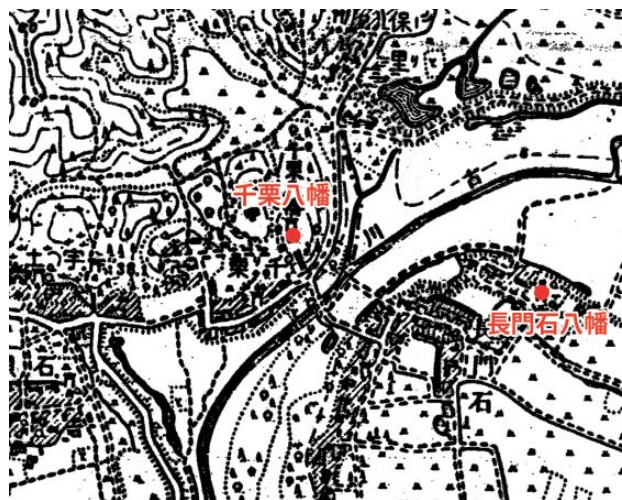


図1-11 古筑後川と千栗八幡宮・長門石八幡宮(1/4万 国土地理院 明治33年)

8 『久留米市史』5、1327頁。地上高二尺八寸とある。

9 『北茂安町史』527頁、637頁 地上高105、170cm

10 鈴木敦子「戦国期における有明海の交通交通体系」所理喜夫編『戦国大名から將軍権力へ』吉川弘文館2000年、同『日本中世社会の流通構造』2000年

11 「檜垣文庫文書」ほかに『福岡県史・近世史料編福岡藩浦方(一)』

第2節 鎌倉時代の武士団と荘園

中世の基肄郡南部・養父郡(すなわち市域)には多くの武士がいたと考えられる。今に名前が伝えられる武士もいる。九州は平氏政権の時代に平氏方の家人となるものが多くいて、その有力な軍事拠点であった。源氏(源頼朝)の勝利によって、彼らは没落するが、



図1-12 肥前地域御家人配置図(赤-「通」を通字とする一族、『佐賀県の歴史』山川出版社1998を基に作成)

巧みに源氏方に協力し御家人(関東御家人、鎌倉殿御家人)になるものもいた。武士団は、敵味方のみならず、一族間にも対立があることが普通で、たとえば惣領家が没落すると、その間抑圧されていた庶子家がそれに替わるということがあった。武士は馬をあやつり、さらに弓矢や刀の操作に長けていなければならない。だけれどもが簡単になりうるものではなく、幼少時からの訓練が必要だった。特異な技能を持つ職能集団・武士団が簡単に消え去ることはなく、一族の長が失脚しても、近親者・縁故者がそれに替わったと考えられる。

1 日向通良と後裔

平氏政権下の肥前で、日向通良の活動が知られている。通良は台頭した新興勢力である平氏に反抗しており、永暦元年（1160）平清盛の家人平家貞によって追捕されている¹²。平氏以前の、旧来からの大きな利権を持つ領主であった。

肥前武士団には通良の後裔を自認する一族が多い。その一族の特色に、多くが「通」の一字を名前に付けていることを指摘できる。こうした名前一字の踏襲を「通字（とおじ）」、または「つうじ」といっている。平氏の「盛」や、源氏の「義」、徳川氏の「家」などが知られている。ただし血縁がなくとも、一字を継承することがある。偏諱（へんき）といって主人から一字を与えられる場合である。

大宰府官人として北九州域に大きな勢力を持った大蔵氏の末裔は、「種」を通字としていた。戦国期秋月氏が種実を名乗っている例が知られている。肥前の場合、杵島郡の後藤氏が「明」、橘薩摩氏が「公」を通字としているような例がある。松浦党の一字名乗りは通字ではないが、通字と同様に一族意識を高めた。

肥前には「通」を通字とする一族が多い。綾部氏には通俊ら、賀瀬（嘉瀬）氏には通宗ら、白石氏には通武ら、多比良氏には通世ら、嬉野（宇礼志野）氏には通氏ら、大嶋氏には通綱ら、大町氏には通信などを例示できる。

一族には男系のみならず、女系による一族もあったし、それ以外にも、擬制・主従制としての一族もあった。「通」の字を名乗ることで、一党であることを自他ともに認識できた。綾部氏・嬉野（宇礼志野）氏は藤原姓である（大川文書・嬉野文書）。よって通良自身も藤原姓だったと推測できる。以下に詳述する曾禰崎氏は明瞭に「通」を通字としていたけれど、平姓であった。よって父親からの血縁関係でいえば綾部氏らと同族ではない。おそらく婚姻関係等を通じて、母親から見た同族団となり、「通」を名乗ったものであろう。強い一党意識を持ち続けた。江戸時代に入ってから、曾禰崎氏は「通」の一字を用い続ける。

12 『百練抄』永暦元年5月15日条、『公卿補任』仁安3年（1168）平教盛尻付、『参考源平盛衰記』巻二日向太郎通良懸首事

おそらく肥前の日向通良は、常陸の平将門にも匹敵しうる崇められる英雄だった。多くの武士たちは通良の後裔であり、縁者であると認識し、主張した。

2 守護所で在番勤務した武士たち―曾禰崎・山浦・高田氏など

さて鎌倉時代初めの肥前国武士団について紹介するが、はじめに「大友文書」に残る「建久六年（1195）八月廿五日守護所結番注文」¹³つまり守護所警備の勤務簿を見たい。

「鎮西地頭御家人等結番事」

（朱書）「親能」

在判

注進 肥前国御家人

可早任御下知旨、勤仕守護所大番事

九月一日始 三日番定

曾禰崎平太

小野小大夫

一番

山浦 三郎

高田次郎

横田太郎

中間略之

高木大夫

大野四郎

廿八番 蛸久八郎新大夫

小保 次郎

山田次郎

右件御家人守番結之次第、可勤仕守護所大番、仍注進如件

建久六年八月廿五日

（朱書）「当国押領使高木大郎大夫」

肥前国押領使大監藤原宗家

13 なおこの文書は南北朝時代に大友氏祖・中原親能の鎮西奉行就任説を証明するために写されたものとされる。同時に写された「建久6年5月將軍政所下文」は形式内容に問題があり、偽文書とされている（佐藤進『鎌倉幕府訴訟制度の研究』、瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』）。よって一体であるこの文書も慎重な取り扱いが必要である。鎌倉殿御家人は鎌倉初期と後期を比較すると、数が倍ほどに増えているという指摘もあつて、140人という御家人の数は少々多いような印象がある（御家人と非御家人）『石井進著作集』2巻）。ただ登場する人物は、高木宗家ほか他の史料によつて実在を証明できるものが多い。またこの書上が全くでたらめであるとしたら何のために大友氏が偽作したのか、得るものも少なく、意味がないように思われる。前掲『日本中世国家史の研究』（『石井進著作集』1、117頁）は一定の保留を付してはいるが、上記宰府守護の事実を確認し、史料として用いることができるとしている。鎌倉期の在地武士・肥前御家人の様子を記した好史料であることはたしかであり、その観点からこの史料を用いたい。

ここに登場する武士は、守護所を番編成によって警固している。守護所とは宰府守護所、大宰府である¹⁴。弘長2年(1262)当時、大番役とならび宰府守護役があった¹⁵。また正治2年(1200)宰府を守護する番編成のことが、大宰権帥の申請によって陣定(朝廷会議)を経て、宣旨(天皇の命令)によって決定されている¹⁶。右の記録によれば全体二十八番、一番5名で編成されるから140人である。一番は3日だったから、計84日で、9月1日から11月24日までを肥前御家人が受け持った。ほかは他の九州諸国御家人が分担した。御家人が一人でも舎弟ら一族、さらに郎党がつく。一騎には2人の従者が付くから、書き上げられた武士が5人なら、少なくとも計15人、実際にはその数倍の侍・郎党がいた。さて一番に結番した武士5名の内3名は、鳥栖地域の地名を苗字としていた。すなわち曾禰崎平太・山浦三郎・高田次郎は市内の地名・曾根崎、山浦、高田を姓としている。山浦は養父郡衙の有力擬定地となる養父・蔵上に近接する。高田は筑後川(旧流路)に面していた。高田(水屋も含む)が筑後川水運の人だと考えられる。拠点であったことは先述した(4頁参照)。いずれの地も活発な経済行為があったのではない。武士が成長しやすい地域、つまり利権の集中しやすい地域であった。

曾禰崎氏については史料が多数残るから、その歴史を詳しく記述もできる(後述)。他の二氏については史料がないか、あっても断片的である。

一番(衆)は肥前国の東端を拠点とする武士、基肄郡・養父郡や神埼郡の武士であった。一番(組)の侍としてみえる最後の横田太郎は、おそらく神埼郡横田(東脊振村)である。

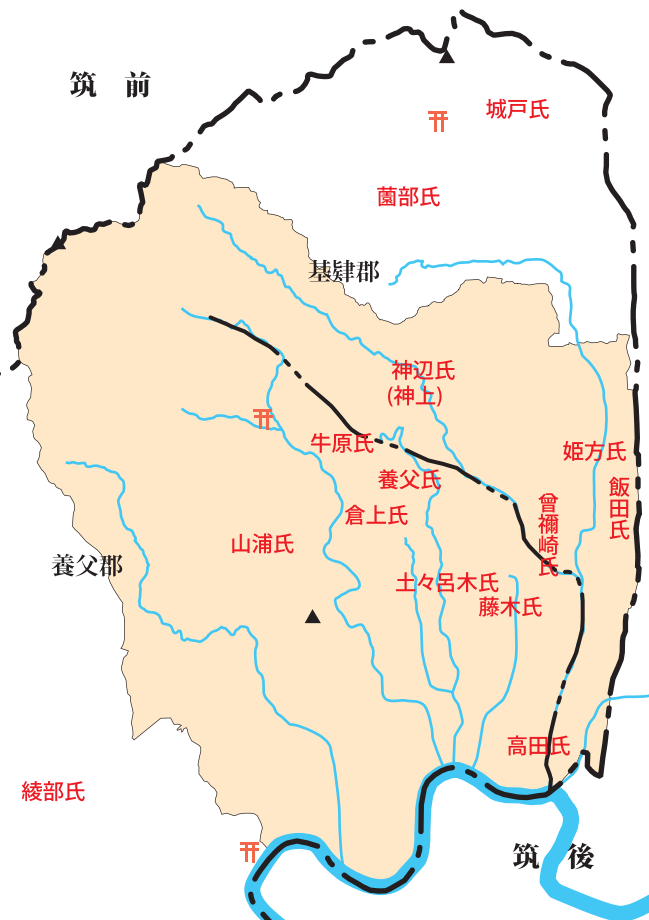


図1-13 御家人と鳥栖の地名

14 『日本中世国家史の研究』石井進著作集『1117頁
15 『実相院文書』鎌倉遺文『24706
16 『猪隈関白記』正治2年7月12日条「不論管内諸国并
神社仏寺権門勢家庄園、平均一同充兵士、次第結番、守護
宰府事」

小野小大夫は地名が比定できないが、小野は姓であって、地名ではなかったものか。

「中間略之」とあるが、もし二番以下も略さずに写しておいてくれたならば、肥前武士の状況が詳細にわかっただろう。しかし省略されたので、最後の二十八番分のみしかわからない。二十八番・高木、大野、蛸久、小保、山田はいずれも旧佐嘉郡で、高木は佐賀市高木瀬(旧高木)、大野は東与賀町大野、蛸久は佐賀市蛸久、小保は大和町於保、山田は大和町東山田、西山田一帯であろう。国衙に近接するものが多い。

3 曾禰崎文書を残した御家人曾禰崎氏

この結番注文にみえた曾禰崎氏は「曾禰崎平太」とあった。平太というのは姓が「平」で、その家の「太郎」(長男)という意味である(三男ならば平三)。この曾禰崎氏は古文書を残しているので、一族の動向がかなり詳細にわかる。曾禰崎氏が登場する文書を始めにあげておく。

1 曾根崎元一氏文書(曾根崎^{ひふみ}一二三氏文書)

2 曾根崎宇氏文書(曾根崎林氏文書・影戸地区)

3 宮内庁書陵部所蔵文書ほか・弘安8年(1285) 9月日・豊後国大田文注進状¹⁷

4 比志島文書・弘安9年閏12月28日・恩賞注文

5 後藤家文書・応長元年(1311) 7月22日・鎮西下知状

6 永弘文書・文保元年(1317) 8月8日・宇佐忠基申状ほか、また湯屋文書など

鎌倉初期に関して語る史料は1のみである。2と6は後に史料を掲げよう。まず1の史料群によりつつ、曾禰崎氏の様相をみる。曾禰崎氏は基肄郡曾根崎(鳥栖市曾根崎)を拠点とした一族であった。結番注文は建久6年(1195)のものであったが、さらに古い文治3年(1187)の文書がある。

下 平通隆

17 『大分県史料』42



図1-14 現在の曾根崎集落(江戸時代のくるめ道)

可下任^二鎌倉殿御下文^一停止^二備後権守高経非論^一、為^二地頭^一、令^中知行^上肥前国基肄郡内曾禰崎并堺別符行武名事

(本文略)

平通隆すなわち曾禰崎通隆は備後権守高経と相論(争論)していた。備後権守とは備後(いまの広島県東部)の国司であるが、ただし正員ではなく、「権」とあるように、増員された国司(権官、権^二仮の国司^一)である。備後は上国であって、その国司は従五位下相当である。このころの備後権守には著名な大蔵卿兼備後権守高階泰経(元暦2^二文治元年^一・1185年ころ、大蔵卿は正四位下相当)がいて、その子が高経(隆経)であった。高経は文治元年にすでに越前守(大国、従五位相当)で、その後も「前越前守」としか名乗っていないから、備後権守ではありえないけれど、なんらかの混同、例えば「前」の字や「子息」の文字の脱落があつたとみれば、両者がつながるかもしれない。この時代、五位相当で高経という名であつた人物には、安元2年(1175)に周防国勸乃使(勸農使)であつた高経¹⁸もいる。いずれにしても相当な有力者である。

通隆については未詳ながら、まずは無位無官であろう。その子も平太という名乗りしか残っていないからだ。ふつうであれば曾禰崎通隆にとっては、とうてい勝ち目のない争いであつたが、鎌倉殿からの下文がでて、勝訴することができた。鎌倉幕府は在来の官人勢力を押さえ、そのかわりに新たにみずからの支配下に入った武士を保護したのである。このことを受けて鎌倉幕府からの御下文、ついで大宰府守護所下文が出された。

さてこの通隆は数年後に死亡したと思われる、建久4年には將軍家下文によつて、「平通友」が「肥前国基肄郡内曾禰崎并堺別符行武名」の地頭職に補任された。この所領はさきに通隆が高経との争論に勝利して獲得したものに同じである。

平通隆と平通友の関係は、明記はされていないが、おそらく親子であろう。曾禰崎氏は「通」の文字を世襲しており、通字^{とありし}であつた。先に見た如く、この一族は日向通良の末裔一族との婚姻などを通じて、一体化していったように思われる。

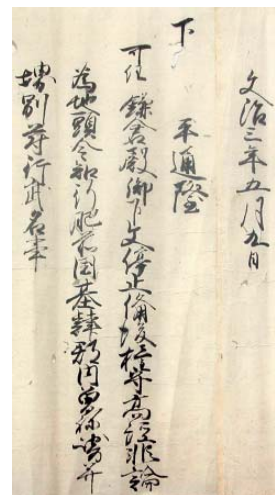


図1-15 大宰府守護所下文(曾根崎一二三氏文書)

18 「嚴島野坂文書」「平安遺文」6379

彼の地頭職は曾根崎だけではなく、堺別符行武名にもあった。別符というのは別の符(太政官符・民部省符など)が出されて成立した一種の荘園である。堺という地名は肥前と筑前ないしは筑後との国境であろうが、基肄郡に比定できる。一方、行武という地名は古文書には散見される。

曾禰崎文書には建久8年(1197)肥前国大田文の抜書がある。

(前略)

基肄郡五百四十九丁五反二丈

同南郷百五十六丁六反

行武七十丁掃部頭沙汰地頭曾禰崎平太通友

建久八年七月 日

自余略之

掃部頭というのは鎌倉幕府の有力御家人であった中原親能のことである。ここに「基肄郡南郷 行武七十丁」は「掃部頭沙汰」であったとある。親能は肥前では長嶋庄(杵嶋郡)・佐嘉御領末吉名の惣地頭職を始め、多くの所領を獲得していた。行武70丁も含め、いずれも鎌倉幕府の差配できる所領であった。すなわち平家没官領(平家所領で、幕府に没収された土地)である。「掃部頭沙汰」と書かれているが、「沙汰」の言葉は、「所有」(中世には「知行」といった)よりも「管理」に近く、「永久」よりも「臨時」に近いニュアンスがある。この地の地頭職そのものは幕府によって曾禰崎通友に安堵されていた。一つの土地に二重に権限があったということは、親能の権限が通友よりも上級である職に関わっていたことを示す。親能はその職の得分を得ていた。預所職(荘園公領における領主側現地最高位責任者)ないし惣地頭職(幕府側の職制で、荘園現地における最高位責任者)であろう¹⁹。

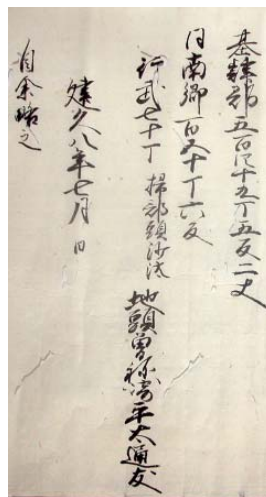


図1-16 肥前国太田文抜書
(曾根崎一二三氏文書)

19 曾禰崎氏が九州の出自ではなく、関東から移住した東国御家人・下り衆であるという見解もあるが(『鳥栖市史』昭和48年版、『角川日本地名辞典 佐賀県』など)、いかなる根拠によるものかはわからない。

コラム 曾禰崎文書をたずねる

鎌倉幕府の成立する過程がわかる貴重な中世史料が曾根崎文書である。曾根崎氏の歴史、鳥栖市の歴史、日本史理解に多大な貢献をしてくれる史料群である。

曾根崎氏は肥前国基肄郡曾根崎を苗字の地としたが、蒙古合戦にて手柄を立て、豊後国田染庄の一部を得た。南北朝期以降は豊後での活動が多く、やがて大友氏の家臣となった。大友氏は朝鮮の役に失態があつて改易になった。御家お取りつぶしである。曾根崎氏も帰農せざるを得なかった。帰農した一族は豊後国大分郡（大分県由布市庄内町畑田折立および同・影戸）に住んだ。

『大分県史料』が作られた段階では曾根崎文書の所有者は「曾根崎宗元もとも一氏」となっている。今は孫になる曾根崎一二三ふみさんに代替わりしている。

曾根崎一統では祖先祭りが行われている。系図祭りともいう。旧暦の3月1日（いまは4月9日）に掛け軸（系図）を出して一統が集まり、神官を呼ぶ。畑田の曾根崎が6軒、奥にある影戸10軒で、合計16軒分の家族が集まる。系図は開くことはなく、軸のまままで祭壇に置く。座元はもちまわり、つまり16軒が座となつて順次、座元を継承していく。畑田で行われる時と、影戸で行われる時がある。

一二三さんは系図を所持しているから、最上座であ

る。「女のわたしでも一番前に出してくれる。系図元だからでしょう。」お餅もついた。食事はアジを煮たもの、酢の物、カシワ飯はお握りにして5個。多いように思うが、戦いに行くためのお握りだという。

曾根崎一統は武士であつたことを忘れることはなかった。いかめしい肖像画もある。曾根崎河内守入道重吉とある。祖先祭りでは象徴になる人物だったらしい。文書の中には大友家との交流を伝えるものがある。

（大友）豊後守逝去を伝える曾禰崎波右衛門「大友松之丞御内山根藤左衛門」からの書簡もあるし、曾根崎同姓中と二宮同姓中よりの助成、府札40匁を落手した旨を記した大友丹次郎内山根十蔵の書簡もあつて、十蔵の印判がある。高家・大友家とは連絡があつただけでなく、資金的な援助もしていた。前者の宛先・波右衛門は弘化3年（1846）と、嘉永2年（1849）と、わずか4年間で2度も3月1日の座元を務めた人物とわかる（屋号中屋敷、系図によれば、系図元・一二三系とは別流）。後者は府札とあるが、府札は明治元年（1868）と2年の短期間に発行されたもので、明治維新以後のものである。当時銀43匁が10両だったから、明治になってからも、何名かで100万円ほどの金額を「助成」し、送っている。幕府は崩壊した。大友を零落させた徳川家が滅んだ。大友家が復活するのではないか。重臣に取り立てられるのではないか。そんな期待もあつたのだろう。

明治17年段階の座では戸主11戸とある。1戸であっても長男のみならず、次男三男もそれぞれが集まつて、大人数になるといふ。昭和22年（1947）頃、農地解放以前には宮田があつて、その小作米で祭りの費用が捻出されている。

文書の中に以下のような覚え書きがあつた。

我等家相伝之 御書感状、依御懇望写進之候、御重宝可被成候、以上

元禄拾弍年卯三月十八日 曾根崎平右衛門

曾根崎六郎左衛門様

平通重（花押）

これによれば平右衛門のもとに文書類があつたが、依頼によつてそれらを写し、平右衛門から六郎左衛門に渡したという。この覚書には一つの特徴があつて、相伝の「相」の部分、あるいは花押ほかに滲みがある。墨の質によるものだろう。現在の文書類を一見すれば、筆跡が似たものが多いことに気づく。くわえて随所に元禄覚書に同じく、部分的に滲みが出るという墨色の特色がある。一人の人物がそれほど時間をかけないで、同じ墨を使用して筆写しようだ。してみれば六郎左衛門に渡された重書写こそが現在に伝わる文書だったことになる。系図では平右衛門が一二三家の祖で、六郎左衛門は別系だから、何らかの事情で原文書がなくなり、元禄作成の写しを取り戻されたようである。

4 各村の名を苗字とする武士たち

山浦

先にみたように建久6年(1195)の大友文書に登場した「山浦」苗字の武士がいた。山浦は養父郡である。後の『歴代鎮西要略』『北肥戦誌』が収録する暦応3年(1340)深堀文書に、「肥前国山浦・原口」に関連した一連の「色道いしきどう猷ゆう発給文書がある。そこに「山浦定恵坊準幸、原口20十郎三郎重兼」の名前がみえている。斑島文書・永徳2年(1382)6月8日駿河守書下に両使(紛争地の地頭職付与を執行する二人の御家人)として山浦出雲権守がみえている。原口という小字は酒井西にあるが、基肄郡管内である²¹。

高田

高田は建久6年に登場すること、および応永年間に本覚寺本大般若経の施入者として登場することはすでに見た(5頁)。

藤木

曾根崎に隣接して藤木ふじぎがある。八の坪、十の坪、三十六などの小字名を持つ、条里制に由来する耕地が広く展開する。さらに現地には二の坪、五の坪、十六の地名も伝えられている。律令制時代以来の耕地・古田が多かった。

肥前国藤木村そして藤木氏の名前はいくつかの中世史料に見える。まず綾部家文書写(『佐賀県史料集成』21)の貞応元年(1222)7月29日武藤資頼申状写に「当国養父東郷内藤木村」とあり、また同・貞和5年(1349)閏6月5日左衛門佐書下写に、「同国養父東郷内藤木村号行武名」とある。『後藤家事蹟』建長7年(1255)9月13日・関東下知状²²をみよう。相論があつて「藤木右衛門尉行元女子藤原氏代塚崎後藤二郎長明」と「継母藤原氏代藤木右衛門四郎行重」が「肥前国藤木村内屋敷・名田事」「宰府地式所事」を争つ



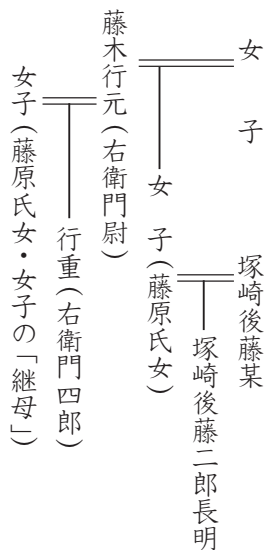
図1-17 空から見た山浦(昭和23年)

20 山浦町金蔵寺住職は原口姓と聞く。

21 『南北朝遺文』九州編1335は藤津郡の地名として
いる。

22 前者は『南北朝遺文』(九州編)2598、後者は『鎌
倉遺文』7904

た。文中に「子息長明」とある。系図で示するならば、



となろう。行重が右衛門四郎を名乗ったのは、右衛門尉である行元の四男だからである。この系譜から行元女子が杵嶋郡西部の御家人であった塚崎後藤氏に嫁いだこと、所領の一部を得ていたことがわかる。文中には

行元以「綾部屋敷」^一、讓「嫡子」^一之處、被^レ召^二彼所^一之間、讓^二給藤木屋敷^一之時

と書かれている。行元は三根郡綾部屋敷と養父郡藤木屋敷をあわせもっていた。そのほかに筑前・宰府屋敷もあった。この屋敷は先にみた(太)宰府守護番に必要だった。いっぽう綾部家文書写のなかに文永2年(1265)12月28日の將軍家政所下文の一部分写があつて、

將軍家政所下 肥前国綾部庄・同国寒水村住人

可^下早以^二藤木右衛門尉幸基後家尼并四郎幸重^一為^中地頭職^上事

とある。²³残念ながら本文は省略されている。この藤木右衛門尉幸基と藤木右衛門尉行元、そして右衛門四郎行重と四郎幸重のそれぞれは、苗字の一致、官途や呼称の一致、そして名前の音通(共にゆきもと・ゆきしげ)からして、同一人(同一親子)であることはまちがいない。

この一族は「行」を通字とし、「ゆき」と読んでいた。また「幸」と書いて「ゆき」と読むこともあった。「幸」も通字としたことになる。なぜ混同があるのか、ただちにはわからない。大川文書・文治2年(1186)4月29日讓状では自身で「幸房」としているし、文和



図1-18 旧藤木村全体(左、昭和23年)と現在の藤木町(右、平成18年)

23 『佐賀県史料集成』21、なお『鎌倉遺文』には脱漏、前の貞応元年文書も同じ。

2年(1353)の軍忠状でもその一族はみずから「幸依」と書いている。何らかの事情で、幸・行を使い分けたものか。たとえば高貴な人物と名の一字が一致する場合には、はばかどののことがあったのかもしれないが、別の考え方もできる。

幸房・行房については両様の表記が、別々の異なる文書に残っている。武士は文盲が多かったし、書けても仮名かなしか書けない人物が多数だった。たとえば大川氏でいえば、永仁3年(1295)3月6日、幸資は「ふちわらのゆきすけ」として平仮名で讓状を書いた。²⁴後藤氏の場合、

父祖以_二家人等_一、令_レ書_二子孫讓状_一之条、通例之上

とあって、代々讓状は本人ではなく、家人が執筆したとある。²⁵文字を書ける人物(この場合は、公文代くもんだいだった)が財産讓与の書類も作成していた。元來讓状は子孫への財産讓与目録であるから、自筆で記すことが必要なものである。多くの武士は仮名で讓状を作成したが、それさえもしなかった(できなかった)。ということは、仮名も書けなかったことを示唆している。よって自己申告する際に名前の漢字を説明できず、「ゆき、ふさ」で音は「コウ」の字だといったとすれば、そのために右筆ゆうひつ(書記)が混同した事態も想定できなくはない。誤りを指摘することもできなかった。だがはたして自分の名前も書けなかったのだろうか。

「行」「幸」を通字とする一族こそが、綾部氏である。大川文書・仁治2年(1241)8月22日関東下知状あるいは同年11月12日大宰府守護所下文の記述によって、この一族の系譜がわかる。以下に示そう。

大河行房法名浄心 — 行明法名西念 — 行元次郎・嫡子 — 行友新太郎

先に見たように藤木行元は綾部庄および藤木を領有していた。藤木を称しているが、綾部一族である。ここには綾部一族の大河行元が見えている。同時代であること、綾部一族内でもに行元を称していることから同一人物とみたい。大河次郎行元は大河・伊福両村をめぐって伊福三郎道行代大山寺五郎俊行らと争っている。大河・伊福はともに高来



図1-20 空から見た轟木(昭和23年)



図1-19 現在の藤木集落

24 「大川文書『鎌倉遺文』18772
25 応長元年(1311)7月22日「鎮西下知状」『後藤文書』『鎌倉遺文』24376

郡であった²⁶。現在の長崎県諫早市および同瑞穂町に、それぞれの地名が残る。藤木（大河）行元が関わった所領は養父郡、三根郡そして高来郡があった。また婚姻は杵嶋郡の御家人（後藤氏）らとの間で結んでいる。それぞれの地域は有明海、そしてつながる河川（筑後川、六角川）で結ばれている。肥前国内の広域にわたる領主であった。

複数の文書群が綾部流・藤木家の動向を伝えてくれている。広範囲の行動を志向し、またそれが可能であった。そのことは、もともと綾部氏が、郡を越える範囲の権限に関わっていたことを推定させる。すなわち国衙公権・在庁所職である。また藤木姓でもあり、大河姓でもあったが、係争になると、当事者が係争地を苗字に名乗ったらしい。

土々呂木（轟木）

年欠の河上社初任重任勘料支配注文²⁷（実相院文書）に

土々呂木或馬場入道跡末永二十疋

犬吉丸土々呂木入道

とある。土々呂木は轟木のことである。鎌倉後期の土々呂木氏については後述する。

飯田

元徳元年（1329）12月10日の鎮西御教書（鍋島家記録²⁸）には肥前国千栗列当ちりくに関して

国御家人飯田彦三郎種（通字佐方）□□宮領松安名内田地、正和年中以来対捍四斗五升云々（下略）

とある。

肥前国内の飯田なる地名は藤津郡（鹿島市）にもあるけれど、千栗社との関連でいえばこの飯田は基肄郡（鳥栖市域）のそれであろう。

引用部分では「種□」のように欠損があり名前の一字が読めないが、本文中の別箇所

26 建保5年（1217）9月14日立券注文、以上大川文書は『鎌倉遺文』5918・5960・2335

27 『肥前国神崎荘史料』134号、『佐賀県史料集成』1卷11

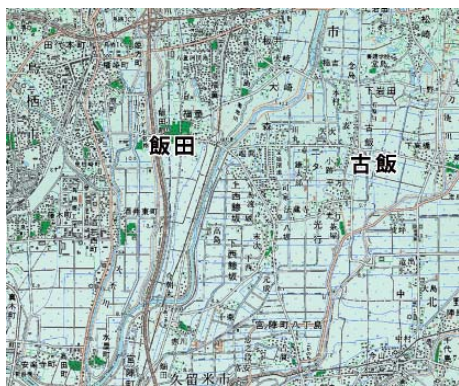


図1-21 小郡市古飯の位置図(1/20万、国土地理院)

28 『鎌倉遺文』39追加30801B「鍋島家記録」、同内容の文書が「社家」（鍋70001）『鍋島文庫』にもあって、『北茂安町史』に写真が掲載されている。町史は後者の方が「原本に近い写」としている。本文引用箇所は両者同じである。

は「種通」と明記されている。種を通字とする武士は筑前・豊前には大蔵一族が著名であるが、肥前には横大路兼種・種経²⁹、於保種宗³⁰らがいた。横大路は神埼郡、於保は佐賀郡である。飯田氏も含め大蔵一族であろう。

飯田の名前は「飯田五郎丸名」としてもみえている(後述)。その名の領有者であろうか³¹。

神上(神辺)・姫方

前掲の年欠勘料支配注文(実相院文書)には

園部法橋・神上近江房・姫方尺乗房

らの名がみえ、神上(神辺)・姫方など地域の地名が見える。神辺は庄園の名前が確認できる(後述)。彼らは法橋・房を名乗り僧侶のようだが、実際は武士であろう。建武4年(1337)には「肥前国神辺庄古飯諸次郎入道妻尼一跡」のうち、松吉名を後藤六郎朝明が勲功賞として得たと主張している³²。古飯は後述する弘安9年(1286)の比志島文書に、古飯三郎兵衛入道・古家次郎資景の名前が見える。修学院文書貞和7年(1351)2月18日散位奉書には、

筑後国^(坂)井庄古飯村古飯次郎資信跡

とあって、筑後国を本貫とする御家人であった。いま小郡市(旧御原郡)に古飯^{ふるえ}の地名が残る。かれら後藤氏や古飯氏が神辺庄に所領を有していたわけだが、相論の過程で、城戸種高や田中大蔵種利といった人物が幕府方の確認・執行のための使い(「両使」という)として登場するから、神辺庄近隣には、そうした御家人がいたこともわかる。城戸は基山町に、田中はみやき町西島³³に地名がある。

倉上氏・村田氏については後述する。



図1-22 現在の神辺集落(集落内を水路がはしる)

29 弘安8年「河上神社文書」、正応4年「大川文書」

30 正安2年「多久文書」

31 ほか嘉暦4年(1329)「彼杵庄文書目録」『肥前国彼杵庄伊佐早庄史料』には飯田彦次郎定がみえる。一字名であるから松浦党系で、別系かもしれない。

32 「後藤文書」『南北朝遺文』(九州編) 1038・1039・1087・1097

33 みやき町(旧三根町)西島

5 国衙在庁もしくは大宰府官人名・行武名と中原親能

「養父東郷内藤木村号行武名」とあったように、藤木は行武名とされていた。またすでにみたように、基肄郡に「曾禰崎并堺別符行武名」として行武名があった。行武名は曾禰崎にもかかるのか、堺別符のみにかかるのかは不明だが、曾根崎と藤木は隣接している。堺別符も近接しよう。養父郡・基肄郡と郡こそはちがったが、隣接地にそれぞれ行武名があった。実は行武名は三根郡にも所在した。年欠の龍造寺文書・国衙領書上³⁴をみると、

同南郷三百二十七丁三反三、

小松丸三十五丁二反 行武七十丁（以下略）

養父東郷二百三十二丁二反内

（略）行武八十丁称談義免对捍之（略）

三根東郷二百六十五丁九反一、内

（略）行武十二丁

とある。先の養父東郷内藤木村の行武名は、右のうち養父東郷行武名に一致しよう。この書上は三根郡までで料紙が切断されており、このあとの各郡の記述を知ることができない。神埼郡や佐賀郡にも行武名が存在していた可能性は濃厚にある。このように各郡を横断して存在する名は、郡を越えた存在である。後述するが国を越える可能性もある。おそらく国衙在庁名ないしは大宰府官人で、仮名³⁵行武なる人物がいた。すなわち国衙もしくは大宰府の有力在庁官人、つまり介ないし監・典クラスの誰かの仮名が行武だったか。平安期の国衙・府所領（在庁・府領所職）に由来するものといえる。

この史料が作成された段階では「談義免」と称して対捍³⁶されていたとある。談義は鎌倉幕府の九州統治機関・鎮西談義所のことと考えられる。鎮西談義所は蒙古襲来を受けて設置された。談義所（鎌倉幕府）がこの行武名の一部から年貢を得ており、在庁末裔らの権益を侵害していた。中原親能の権限はもともと幕府自体のもつ権限（職³⁷）であったよう

34 『鎌倉遺文』9548

35 本名ではない仮の名。

36 押領。年貢が取れないこと。

で、親能はその代官であったのだろう。そうだとすれば親能の所領は私領ではなく、幕府から補任されている期間に限定された職領であったことになる。そもそも有力在庁の職領としてあったものを、その人物が平氏方となったため、鎌倉幕府が接收し、幕府機関の職領として沙汰したのではないか。

中原親能が鎮西奉行であったのか、否かに関しては在任肯定説に竹内理三氏、石井進氏ら、否定説に佐藤進一氏・瀬野精一郎氏³⁷らの見解があるが、前者に立てば、行武名は鎮西奉行またそれを継承した鎮西談義所に付随する所職(惣地頭職)であったことになってわかりやすい。その機能と所領が蒙古襲来後の鎌倉幕府の統治機関・鎮西談義所に一部継承された。当初から幕府が行武名(惣)地頭職を有していたことを示唆する。

行武名の権限を有していた平安時代の国衙在庁は、藤木氏祖である綾部氏(日向氏)だったか、曾禰崎氏祖である平氏^{たいら}だったかのいずれか、または両者をふくむ祖先であった可能性が高い。郡を横断する所領を所有できたということは、郡を越えて活動していた綾部氏・日向氏の行動にも対応するものである。平氏方であった肥前在庁の大勢からして、平安期の綾部氏一族・惣領系は、平氏にしたがって没落した可能性がある。一族内・反惣領派は源氏方に付くことよって、その所職権限と財政基盤を継承することができた。ところで行武名という呼称は正応元年(1288)の筑前国早良郡比伊郷にもあって、蒙古合戦の恩賞地に宛てられている³⁸。恩賞地となったことは、元々鎌倉幕府の直領(直轄地)であったことを意味する。筑前行武名と肥前行武名は、ともに幕府領であって共通性がある。すると国境を越える機関、大宰府在庁有力者の仮名であったことも想定できる。

基肄郡の行武名には中原親能の沙汰権があった。鎮西奉行人たる中原親能が、預所ないし惣地頭相当の職を有していたことを示している。親能(鎌倉幕府)は国境を越える存在である。大規模な名を有していた肥前在庁ないしは大宰府官人の権限を平家没官領として没収し、みずからその権限(惣地頭職相当)を得た。そして最後まで平家に付き従わず、途中で寝返り、源氏に協力した一族庶流に惣地頭職^{もと}の下の地頭職(小地頭職とよばれ

37 肯定説は前掲『日本中世国家史の研究』、否定説は前掲『鎮西御家人の研究』を参照のこと。

38 『入来院文書』38『鎌倉遺文』16738

るものに相当)を与えた。それを得たのが曾禰崎通隆・通友であり、藤木(綾部)行房(幸房)らであった。本来は一体であったはずの行武名だが、惣地頭・小地頭に分割継承され、地域的にも分割された。この段階では小地頭職は藤木氏や曾禰崎氏に分割領有されていた。惣地頭職は、養父郡行武名のように幕府統治機関である鎮西談義所領にもなっていた³⁹。南北朝期にも曾禰崎庄内談議田がみえる(41頁参照)。

6 凶田帳(大田文)などから鳥栖市域の荘園・名を見る

肥前には大田文(厳密には大田文と同内容と思われる書上帳)が残されている。また荘園の書上や、公領の書上帳簿も残されているので、一国の荘園公領の様相がかなり具体的にわかる。以下いまの鳥栖市域に関わる地域、すなわち中世の基肄郡・養父郡にあった荘園公領、そしてその村々・名々の様相を見ていきたい。まずは正応5年8月16日の河上神社文書⁴⁰である。これは河上社への一国平均役として、肥前国内・荘園公領の全てに課役したときの帳簿であるから、大田文に同じものだといえる。

注進

肥前国庄公造 河上社用途支配惣田数田所渡田事
合

一 勅免分四千百九十九丁三反

安楽寺御領五百七十二丁七反内

小倉庄五十六丁八反 鳥栖庄四十五丁二反

幸津庄五十丁二反 同新庄五十五丁

(略)

神辺庄八十丁

一 庄園分



図1-23 現在の本鳥栖集落(本鳥栖町)

39 (参考) 瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』189頁には「安貞元年八月一日の京都大番役」を勤仕した肥前衆の結番交名(阿蘇品保夫氏所蔵文書)が紹介されている。「嘉禄三年十二月十日」に改元されて「安貞元年」となる。「八月一日」付けで安貞を使用したこの文書は、未来年号、つまり改元前に改元後の年号を用いた文書である。後になって書かれたことは明らかで、信頼性は薄いが、『鎌倉遺文』には未収録)、「九番綾部、十番牛原、十一番神辺、十二番園部」など、この地域の武士の名がみえている。なんらかの信頼すべき史料に基づいていた可能性も否定はできないので、参考までに言及しておく。

40 『鎌倉遺文』17984



(略)
 養父庄二十七丁元三十丁内三丁千栗宮領云々
 村田庄百二十七丁
 中津隈庄百六十丁
 (略)
 園部庄八十六丁七反
 (略)
 荒保社十九丁五反
 (略)
 一公田分
 基肆北郷百五十七丁八反三丈
 同南郷三百二十七丁三反三丈
 養父東郷二百三十二丁二反
 同西郷百九十三丁六反内百二十七丁元米久云々残六十六丁六反
 義得保七十丁号天神御領相除
 瓜生野保七十九丁四丈

このうち市域に地名が残存するものは、鳥栖、幸津、神辺、養父、村田、義得(儀徳)、瓜生野(本町)である。身近にある地名が実は中世の荘園や保名に由来するものであることがわかる。なお両郡内の荘園のうち、小倉、園部(園部)の各庄は基山町域に地名が残る。この注文(書上)に「勅免分」として安楽寺(太宰府天満宮領)と院領であった神崎庄・巨勢庄がみえている。庄園分としてあげられた養父庄やこうした寺社などの庄園とは別格のものとして勅免分があった。そのうち安楽寺領として小倉庄、鳥栖庄、幸津庄、同新庄、神辺庄がみえている。

『大宰府神社文書』中の「天満宮安楽寺草創日記⁴¹」によるならば、白河院の時に建立さ

41 『福岡県史資料』7



図1-24 鳥栖の荘園配置図

れた安養院に対し、永保3年(1083)鳥栖庄が給田とされていた。同じく白河院の時の建立である浄土寺東堂に対し、同年に幸津庄両庄(本・新庄)150丁260歩が寄進されている。また同じく新三昧堂には永承2年(1047)神辺庄50町が寄進されている。のちの史料に較べ、田積にはかなり相違があるけれど、これらによれば平安期にはすでに大宰府天満宮・安楽寺領としての基礎・骨格ができていたことになる。なお神辺庄の他の徴証についてはすでにみた。(20頁参照)

それら鳥栖・幸津・神辺の鎮守社(産土神)は、本鳥栖・水影神社(祭神菅原道真)、幸津・天満神社(同上)、神辺・老松神社(同上)となっていて、大宰府天満宮領であった長い歴史を今に伝えている。幸津庄については『筑紫文書』によって具体的な村の様相がわかるので、後に現地を讀者と共に歩いてみたい。(154～159頁参照)

養父庄については承久2年(1220)には三根郡綾部庄とならび石清水検校の領であったことがわかる⁴²。村田庄の名前は後藤文書にみえて、貞和6年(1350)に後藤光明が「肥前国養父郡内村田庄地頭職」を得たことがわかる⁴³。つぎに龍造寺文書の年欠書上⁴⁴をみる。先にも行武名に関して引用した史料である。面積は比較の意味で郷分のみ記し、ほかは省略し、地名を引用する。

基肄北郷(前欠)

倉光 秋光 太郎丸 真松 恒松 小恒松 金丸 小金丸 小松丸 小山得乃
武有 今松

同南郷三百二十七丁三反三丈

小松丸 行武 太郎丸 弥太郎 刁次 弥次 財万 末安 泉 弥松 末次 長
楽寺 力丸 豊光 五郎丸 時房 武有 重枝

養父東郷二百三十二丁二反

牛原稻吉 立々呂木 得乃 行武 末安
同西郷三百三十四丁五反四丈内 百九十三丁口反内

42 承久2年12月 日「石清水文書」『鎌倉遺文』2697

43 『南北朝遺文』九州編2854

44 『鎌倉遺文』9548

末久 山浦得乃 瓜生野保 得永 牧自蔵丸 弥次 末安 大力
 義得保 寛乃丸 得久

各郡・郷を横断して存在するものは、武有、得乃（小山得乃、得乃、山浦得乃、ほか三根郡にも得乃）、末安そしてすでに考察した行武がある。おそらく行武同様に国衙在庁ほか領有する大規模名であった。

次にみるべき史料は同じく龍造寺文書中の文永2年（1265）の郡郷検注帳⁴⁵である。これは本来肥前一国全体分があったのではないかと考えられるが、現存するものはそのわずか一部のように、郡郷の名前としては基肄北郷・基肄南郷・山田東郷（佐賀郡か）・杵嶋北郷のみがみえる。弥太郎丸名・真松名・安益名・重枝名など多くは別の紙にも、つまり複数郷にも登場するので、いくつもの郡郷にまたがっていたことがわかる。元来はこうした名の方が多数派だったらしい。だが断簡として伝わっているので、逐一所属する郡郷名を推定することがむずかしい。明確に基肄北郷・南郷分と判断できる分は

基肄北郷の由比恒松名は由比（柚比）

である。基肄南郷分には刀次、末安、力丸が、養父東郷分には末安があった。

下野の小字四郎丸、田代の小字楽間（楽万、仁治2年（1241）河上神社文書）、酒井東の小字力丸、幡崎の小字とらつき、下野の小字末安は、いずれもこれらの史料に名として書き上げられたものに一致する。四郎丸名、楽万名、力丸名や末安名の名主屋敷が酒井東や下野にあって、それが地名化したのではないか。「とらつき」は刊本には刀次とあったが、刀という文字ではなく、トラ（刀の左が、となる。刀）が正しいと思われる。寅次屋敷が幡崎にあった。これらの名前は個人の仮名けみょうに由来するから、長くは残存しにくいように思うが、名という組織として中世の一定の時間に継続使用されたものは今に地名が残った。

永吉名は右の書上げには登場しないが、綾部文書に「小永吉名地頭綾部幸俊」がみえている。（149頁参照）

また牛原稻吉の牛原は市内・牛原である。牛原については観応2年（1351）12月25日、

⁴⁵ 『鎌倉遺文』9547。検注帳は文永2年、文書の作成は「文永3年6月日」

山代文書により、肥前国養父郡牛原村半分替地が松浦西原鬼熊丸に宛てられたことがわかる。のち松浦党の一員の勢力がこの地域にも入ってくる⁴⁶。

また土々呂木氏の項で見た年欠支配注文(実相院文書)には「隆円房 稲吉二十疋」ともみえていた。ほか金丸とみえるが基山町の地名である。稲吉という名は佐賀御領にもあつて、広域名であつた⁴⁷。

河上社・流鎗馬神事を負担した名

つぎに河上神社文書中の承元3年(1209)4月25日肥前国留守所下文⁴⁸をみる。五月会・八月会の2回行われる河上社・流鎗馬神事^{やぶさめ}を负担する肥前国内の名を書き上げたものである。先ほどまでのものに多く重複する。この年に神事を負担した名だけだから、名全体の一部ということになる。関係部分を引用する。

基肄郡

恒松 真松 飯田五郎丸 大領

養父郡

行武 得能 倉上大力 牛原稲吉 大領

三根郡

藤丸 恵見末久 伊佐早 薦江 松枝 安永 刀延 有光 大領

飯田、牛原、倉上(蔵上^{くらの上})など身近な地名も含まれている。これまで史料に五郎丸とのみあつたものは、ここで「飯田五郎丸」としてみえ、大力は「倉上大力」とされている。牛原についてはすでに見たし、いずれも市内に地名が残っていて、それぞれを苗字とする武士団がいたことも見た。三根郡分をみても、恵見(江見)、薦江(菰江)、松枝、安永が地名として残っている。いずれも鎌倉時代以来の伝統的地名であつた。これらがこの年の神事流鎗馬の費用・経費を負担した。

なお各郡に共通する大領というのは、郡司の長官である大領のことである。大領はかな

46 『南北朝遺文』九州編3295

47 嘉禄2年(1226)2月日 佐賀御領内小地頭等申状案『龍造寺文書』『鎌倉遺文』3446

48 『鎌倉遺文』1793



図1-25 佐賀市大和町河上神社

らず経費を負担している。国府のあった佐嘉郡（佐賀郡）では留守所も負担していた。

7 蒙古襲来と岩戸合戦―曾禰崎、土々呂木、倉上氏らの動向

二つの事件と鳥栖地域の武士・御家人たち

つぎにこれら鳥栖地域の武士・御家人の鎌倉中期以降における動向を史料で見えておきたい。鎌倉後期、彼らには二つの大きな事件が待ち受けていた。一つは蒙古襲来（文永・弘安の役）であり、いま一つは鎌倉・霜月騒動の余波としておきた筑前岩戸合戦であった。

史料（1）

將軍家政所下 豊後国田染郷内糸永名綿貫左衛門入道行仁跡

可令早曾禰崎淡路法橋慶増為地頭職事

右文永十一年蒙古合戦賞、在郷名字相違之間、所成改也者、早守先例、可致沙汰之状、所仰如件、以下

弘安元年七月八日

案主菅野

知家事

令左衛門少尉藤原

別当相模守平朝臣 在御判

史料（2）

弘安四年蒙古合戦勲功賞肥前国神崎庄配分事

一人曾禰崎淡路法橋慶増

田地伍町事

蒲田郷加納用作所

（略）

史料（3）

豊後国大田文(平林本) 49

弘安八年九月晦日

(二階堂行忠)

(大友頼泰)
沙彌道忍

謹上 信濃判官入道殿

(略)

地頭系永名参拾町 肥前国御家人曾禰崎淡路法橋慶増

史料(4)

関□要□之仁者、可□遣子息親類 (略) 50

弘安九年潤十二月廿八日

(略)

去年岩戸合戦勲功人事

(略)

土々呂木又六家直肥前国松浦庄内石垣村 同跡

(略)

綾部右衛門三郎重幸 同筑前国乙犬丸 三分一同前 筥崎執行成直跡

土々呂木四郎左衛門入道西能 同 三分一同前 筥崎執行成直跡

同七郎家基 筑前国蒲田別府倉永名

(略)

曾禰崎淡路法橋慶増豊前国佐野次郎丸

兵庫馬次郎兵衛入道跡

(略)

倉上弥藤次兵衛入道豊前国笥千入道正行跡

青木別書符田戸数

史料(5)

可令早曾禰崎淡路法橋慶増領知

49 『鎌倉遺文』15700

50 『比志鳥文書』『鎌倉遺文』16130

豊前国佐野次郎丸兵庫馬次郎兵衛入道跡事

右、依去年石門合戦之忠、所被宛行也者、早守先例、可致沙汰之状、依仰下知如件

弘安九年十月廿九日

相模守平朝臣

陸奥守平朝臣

まず史料(1)から文永の役での恩賞地として、曾禰崎氏が豊後国田染庄内系永名を得たことが分かる。弘安元年(1278)以前であるから、弘安の役(弘安4年)よりも前である。曾禰崎氏は短期決戦であった文永の役(文永11年・1274)で、顕著な功績をあげたことがわかる。なお文永の役は巷間にいわれているようなわずか1日(10月20日)だけの合戦ではなかった。10月24日に太宰府において合戦があり、日本側が勝利したことが、『鎌倉年代記裏書』『関東評定伝』にもみえている⁵¹。文永の役の恩賞は建治元年(1275)10月30日のもの以外には知られておらず、これはそれよりのちの少数ない例となるが、元来すでに、以前この地が恩賞として与えられていたものの、地名に錯誤があつて、再度発給されたという特殊事情だったことがわかる。

次に史料(2)は弘安の役の恩賞である。正応2年(1289)3月12日に恩賞地としていっせいに神埼庄の一分地頭職給付があつた。このときに多数の恩賞配分状が発給されているが、現存するものだけでも11点ある⁵²。

それらの史料から推定すると、このときの恩賞地は

- 1：田地3町・屋敷1宇・畠地1反というタイプが5点(一部欠も含む)
- 2：田地5町・屋敷1宇・畠地2反2丈から4反4丈というタイプが3点
- 3：田地10町・屋敷2〜3宇・畠地4反4丈〜5反小というタイプが3点

となっている。曾禰崎氏は田地を5町も得ているから、手柄は平均以上で、兵力も大規模だったと推定できる。田地は数筆から構成されているが、町単位の丸い数字になっており、端数がないように組み合せている。丸い数字にあわせて耕地が組み合わされた。これは恩賞を得た各地頭も、自ら耕地に当たって年貢を徴収するわけではなく、地頭分

51 服部英雄『歴史を読み解くさまざまな史料と読解』
27頁

52 『鎌倉遺文』16917〜16927

年貢を町単位で荘園政所から送進してもらうか、または幕府への賦課と相殺するなどの措置をとったからではないかと推定される。神崎庄は院領荘園ではあったが、その地頭職は鎌倉幕府が掌握していたものであろう。御家人に分配できたことから、こうしたことから、惣地頭職を鎌倉幕府が有するいわゆる関東御領だったといえる。

かくして曾禰崎淡路法橋慶増は肥前国曾根崎のほかに、同国神崎庄一分地頭職さらに豊後国田染郷内系永名地頭職を得ていった。史料(3)は曾禰崎氏が所領を得た段階以降の豊後系永名の状況を示す。

史料(4)によると、石戸すなわち筑前岩戸合戦の功績で、曾禰崎慶増は豊前佐野にも所領を獲得することができた。岩戸合戦というのは鎌倉幕府内の対立抗争を受けて、九州の少式武藤氏が内部争いをおこしたもので、多くの御家人たちが巻き込まれた。すなわち蒙古襲来ののち、弘安8年11月8日、安達泰盛と得宗御内人筆頭の平頼綱が衝突し、泰盛は一族ともに敗死した。世に霜月騒動という。合戦は全国に波及した。九州では武藤景資が兄経資と対立し、安達泰盛と親しかった景資および景資と近かった御家人は滅亡した。これが岩戸合戦のあらましである。史料(5)に「去年岩戸合戦」とあり、嘉暦2年(1327)の大川文書にも「弘安8年岩戸合戦」とあるから、弘安8年のできごととはわかるが、事件の起きた月や日にちなどはわからない。岩戸合戦は九州の御家人多数を巻き込んだし、曾禰崎氏のみならず、鳥栖地域に拠点を持った御家人もかなりの関わりを持った。土々呂木(轟木)氏や倉上(蔵上)氏も勝者の側に立っている(46頁参照)。しかし岩戸合戦を戦った武藤少式氏が骨肉の争いをしたように、こうした武士団のうちには一族内が相争ったものも含まれているのではないかと考えられる。

史料(5)によっても、岩戸合戦の恩賞地として兵庫馬次郎兵衛入道跡である豊前国佐野次郎丸を曾禰崎法橋慶増が得たことが確認でき、史料(4)の記述を裏付ける。彼が得た豊前国佐野は宇佐郡高家郷にあり、元の領主兵庫馬次郎兵衛入道は宇佐郡高並氏⁵³であって範時の子経範である。弟能範(兵庫馬三郎)とともに少式景資被官人として滅びた⁵⁴。

53 現在の太分県院内町に高並村

54 官成文書『鎌倉遺文』27353・27095 岩戸合戦に関しては川添昭二・前掲書を参照されたい

鎌倉末期以降の曾禰崎氏

史料(6) 応長元年(1311)七月廿二日鎮西下知状(後藤文書)⁵⁵に次のようにある。

次秀明吐悪口由事、浄日則叔母藤原氏者、曾禰崎兵衛三郎入道妻女也(以下略)

浄日という人物は後藤浄明の養子である。その叔母(藤原氏)後藤氏)が曾禰崎氏の妻であつた。このときは浄日と長明が対立していた。ともに浄明の系譜を引いていたはずだが、文書が前欠で詳細がわからない。文書からわかる範囲で一族関係を系図にして示す。さきに大川文書でみた後藤長明が再度登場する。後藤氏は、綾部一族や曾禰崎一族と広く婚姻を結んでいたことがわかる。

曾禰崎兵衛三郎

— 女子(浄日叔母藤原氏)

— 浄明(丹後房・氏明) — 浄日(浄明養子)

— □ — 善願(浄明孫)

— 家明(浄明舎弟・浄法) — □ — 明貞

宗明

塚崎後藤某

— 塚崎後藤二郎長明 — (尼) 妙性

— 秀明

藤木行元 — 女子(藤原氏女)

豊後をみると、田染庄重安名ほかに関する正和2年(1313)3月21日鎮西御教書(湯屋文書)が「曾禰崎三郎入道殿」に宛てて出されている。彼はこの所領を得た。「暦応二年(一一三三九)正月十七日沙彌道西去状(湯屋文書)」によれば、田染庄重安名内道西知行分に関して「田原殿御口入」によって、段歩も残さず去り渡したとある。田染庄に関して系永名のみ領有になつたことになる。だが以後は豊後に地歩を固め、大友氏に接近していくようになる。この後、曾禰崎氏は拠点を豊後に移すのだが、正平6年(1351)12月

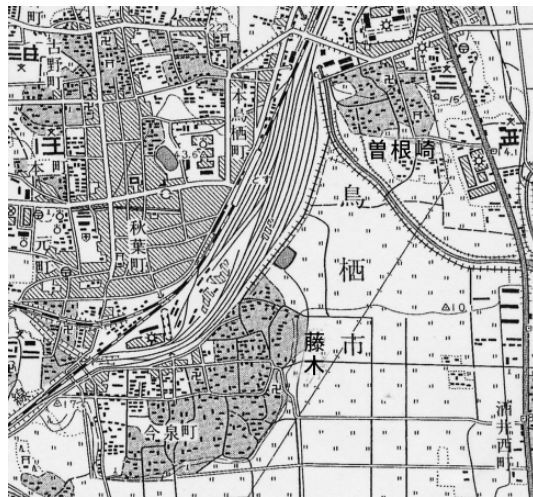


図1-26 曾根崎と藤木位置図(1/2.5万 国土地理院昭和48年)

55 『鎌倉遺文』24376

29日曾禰崎通秀軍忠状(曾禰崎文書)では「肥前国曾禰崎助三郎平通秀」を称しているから、この段階までは肥前国御家人であることを自認していた。

その後の肥前国曾根崎に関する資料は少なくなる。河上社の反銭に関する年欠12月13日今川仲秋書状⁵⁶によれば、反銭賦課に対して異儀を申し立てた荘園のひとつに曾根崎庄があった。そのことに對する御教書(幕府の命令書)には

一曾禰崎庄事、社家代官をめし候て、事子細を相尋られ候て、社家より申候分、注進あるへく候、委細条々世名坊に申て候、御心へあるへく候

とあったから、このとき曾根崎庄の地頭であった人物と河上社が反銭納入をめぐって対立していたことと、事情聴取が行われようとしていたことまでがわかる。

鎌倉後期の土々呂木氏

先にもみた史料(4)比志島文書・弘安9年(1286)閏12月28日に、土々呂木四郎左衛門入道西能⁵⁷、土々呂木又六家直、同七郎家基らの名前が見えている。家の字を通字としている。肥前では、藤原季家(嘉祿二年・龍造寺文書)、高木家直・家朝(正応元年・河上社文書)、高木家貞(正安二年、多久文書)、安德政家(寛元四年・『吾妻鏡』)、龍造寺家季、家実(正和二年・龍造寺文書)、青方家高(青方文書)、相神浦家忠・家貞・家弘(山代文書)らがいた⁵⁸。佐賀郡・松浦郡の武士であろう。安德は高来郡にもあるが、右の支配注文に「西泉安德」とあるので、佐賀郡和泉周辺かと考えられる。

土々呂木四郎左衛門入道西能については『河上神社文書』⁵⁹にも登場し、河上社御馬所検校であったこともわかる。

鎌倉後期から南北朝期の倉上氏・牛原氏・養父氏

史料(4)にみたごとく、少弐経資側になつて勝者となつた倉上弥藤次兵衛入道は豊前国寛平入道正行跡をえた。寛平については地名・人名とも未詳である。

56 『肥前国神崎庄史料』253号によれば、元中10年(1393)とする。

57 「西能」を「為能」とする本もあるが西能が正しい。川添昭二『九州中世史研究』59頁

58 瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』

59 元亨3年『鎌倉遺文』60-52、建武2年・西能跡、137、138

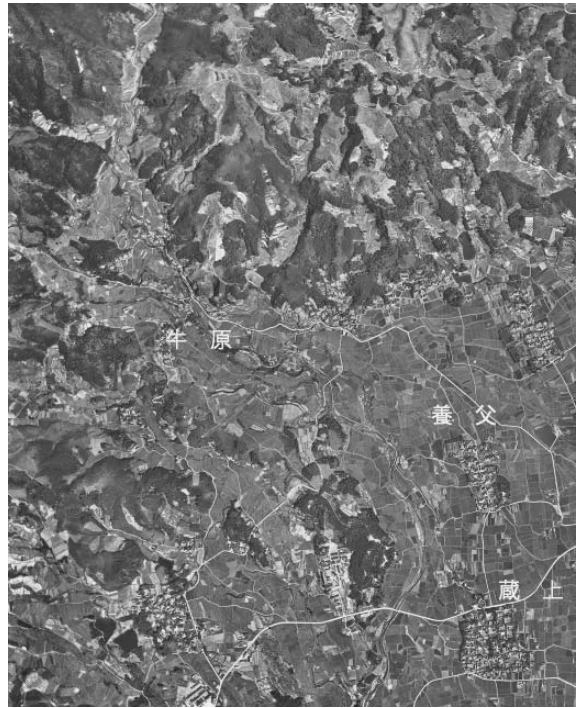


図1-27 牛原・養父・蔵上の位置(昭和23年)

倉上氏は嘉暦4年(1329)7月3日の「東福寺領肥前国彼杵庄文書目録」⁵⁹に

使節倉上小次郎入道浄有とみえる⁶⁰。世代からすると孫であろうか。

弥藤次兵衛と名乗っているから、藤原姓で、父祖は兵衛大志(正八位下相当)ないし兵衛小志(従八位上相当)の職についていた。浄有の方は出家する年令に

なっても小次郎であり、無位無官だったけれど、肥前国使節であった。つまり彼杵庄御家人に宛て出された守護遵行状(執行命令)を相論の当事者に渡す役目であった。実力があり、守護の信頼が厚かった。当時の肥前守護は探題兼補で、つまり鎮西探題赤橋(北条)英時である。

牛原氏については元徳元年(1329)12月10日、鎮西裁許状に牛原五郎(入道)了恵の名がみえる。この文書は鍋島文庫『社家』にあり、従来は別の写本である『鍋島家記録』によって中原と読まれてきたが、『北茂安町史』は「牛原」と読んでいる。了恵は文保2年(1318)8月 日の河上神社文書に「同(肥前)国北村寺院主了恵」とみえる人物と同一であろう。北村(現佐賀市)という字は佐賀郡尼寺村にある。佐賀県山田東郷の神用物を抑留したとして訴えられ、敗訴した。ほか建武4年(1337)の実相院文書に千栗社領に濫妨した人物として牛原淡路房・有田養父三郎の名が見える⁶¹。牛原・養父を根拠(本貫地)とした武士であろう。



図1-28 現在の蔵上集落

59 『博多日記裏書』、瀨野精一郎編『肥前国彼杵庄伊佐早庄史料』61号、『鎌倉遺文』脱漏か

60 瀨野前掲書ほか。『姓氏家系大辞典』・川添前掲書は倉上弥五郎入道の名も見えろとするが、上記史料には見えない。日字弥五郎入道はいる。

61 『南北朝遺文九州編』846